公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２５９７号
札幌市北区篠路１条７丁目16番５号
債務者　岡　　佳史
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９８号
札幌市北区篠路１条７丁目16番５号
債務者　岡　　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７６号
横浜市栄区桂町675―12　リバーサイド201号、住民票上の住所横浜市栄区元大橋２丁目19番１号
債務者　高崎　　清
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　杏子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８号
茨城県鹿嶋市大字津賀1899番地71
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県美方郡香美町香住区香住1181番地
債務者　守本　　進
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
仙台市太白区南大野田７番地の４　シティハイツ森204
債務者　金子　直裕
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋善由記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
福島市永井川字松木下16番地の１　グリーンシャトー101号室
債務者　菅野　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　槇　　裕康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第８８７号
広島市西区己斐上５丁目25番２号
債務者　岡本　錠二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８８８号
広島市西区己斐上５丁目25番２号
債務者　岡本真理子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番29号
債務者　藤村　　篤
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
宮崎市大塚町樋ノ口1907番地７　長友アパート101号、住民票上の住所宮崎市田野町乙13165番地
債務者　川越　泰子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２９号
兵庫県伊丹市千僧５丁目126番地エステートＫ　３―Ｄ号
債務者　ＴＨＥ　ＣＩＴＹこと　瀬尾　真彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７３２号
大阪府岸和田市八田町382番地の７
債務者　中矢　富春
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２７３２号
札幌市北区北27条西13丁目４番11号
債務者　高橋　博人
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　　猛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００号
長野県上水内郡飯綱町大字芋川1298番地
債務者　外山　和子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　和枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７６号
札幌市手稲区富丘１条４丁目10番26号
債務者　渡邉　裕司
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　大雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１１号
静岡市清水区駒越南町10番35号
債務者　岡村　真吾
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部